

○第118回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成27年1月21日（水）14：00～16：28

議事概要：

（1）農薬（キンクロラック）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案2）が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、なたね、ごま種子等へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）農薬（シクロプロトリン）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、回答（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺虫剤で、稲に使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）農薬（メソトリオン）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、とうもろこし、水稻等に使用します。今回、だいずへのインポートトレランス申請がされています。

（4）農薬（アシベンゾラル-S-メチル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.077 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、いちご、ブルーベリー等へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（5）農薬（ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートのグループ一日摂取許

容量 (ADI) を 0.004 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を 0.1 mg/kg 体重とし、評価書 (案) を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺線虫剤・殺菌剤・殺虫剤・除草剤で、キャベツ、はくさい等に使用します。今回、だいこん(つまみ菜、間引き菜)への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準 (いわゆる暫定基準) が設定されています。

(6) 農薬 (フェンメディファム) の食品健康影響評価について

・ 審議の結果、一日摂取許容量 (ADI) を 0.046 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を設定の必要なしとし、評価書 (案) を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、てんさいに使用します。今回、てんさいへの新規登録申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準 (いわゆる暫定基準) が設定されています。

(7) 農薬 (フルオキサストロビン) の食品健康影響評価について

・ 審議の結果、一日摂取許容量 (ADI) を 0.015 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を設定の必要なしとし、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、いちご、ばれいしょへのインポートトレランス申請がされています。

(8) 農薬 (プロヘキサジオンカルシウム塩) の食品健康影響評価について

・ 審議の結果、一日摂取許容量 (ADI) を 0.2 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を設定の必要なしとし、評価書 (案) を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 植物成長調整剤で、水稻、小麦、いちご等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準 (いわゆる暫定基準) 設定されています。

(9) 農薬 (ヘキシチアゾクス) の食品健康影響評価について

・ 審議の結果、一日摂取許容量 (ADI) を 0.028 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を設定の必要なしとし、評価書 (案) を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺ダニ剤で、かんきつ、りんご等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準 (いわゆる暫定基準) が設定されています。

(10) 農薬 (メトラフェノン) の食品健康影響評価について

・ 審議の結果、一日摂取許容量 (ADI) を 0.24 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を設定の必要なしとし、評価書 (案) を一部修正の上、食品安全委員会に報

告することとなった。

* 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、りんご、ぶどう等へのインポートトレランス申請がされています。

(11) その他

・ 食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① ジェトフェンカルブ

・ 評価第一部会において調査審議することとなった。

* 殺菌剤で、だいず、トマト、きゅうり等に使用します。今回、小麦及び茶への適用拡大申請がされています。

② トリアファモン

・ 評価第四部会において調査審議することとなった。

* 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、米へのインポートトレランス申請がされています。